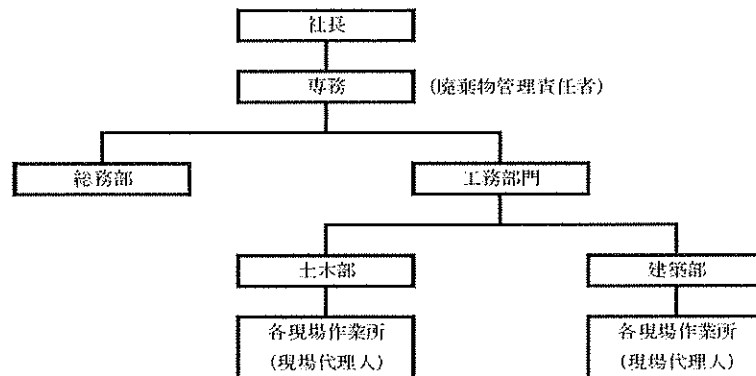


（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
6 年 6 月 12 日	
秋田県知事 殿	
提出者	
住 所 秋田県雄勝郡羽後町大久保字柏原96-9	
氏 名 株式会社佐藤建設 代表取締役 佐藤 清次	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0183-62-0131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社佐藤建設
事業場の所在地	秋田県雄勝郡羽後町大久保字柏原96-9
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業（D06）
② 事業の規模	元請完成工事高 985,301千円
③ 従業員数	33名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物の発生（工事現場）→廃棄物の運搬（自社又は委託）→ 廃棄物中間処理場又は最終処分場

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	2,019.56 t	
	（これまでに実施した取組） 現場から排出された産業廃棄物は、マニフェストを用いて産廃処分場に全数量搬入し、適正に処理した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	1,860.00 t	
	（今後実施する予定の取組） 産業廃棄物が発生する予定の受注件数や設計数量により、廃棄物の排出量が大きく変化するので、数量的な排出抑制計画を立てる事は難しいが、引き続き現場内での再生利用を心がけ、排出する場合は再生利用出来ない廃棄物以外は中間処分場においてリサイクルできるように全量を適正に処理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生するがれき類、木くず、廃プラ等を可能な限り分別細分化する事を徹底し、飛散防止対策を行い、速やかに処分場に搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、現在行っている対応策を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	2,019.56 t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	247.11 t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,953.14 t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	
	(これまでに実施した取組) 現場から排出された産業廃棄物は、マニフェストを用いて産廃処分場に全数量搬入し、適正に処理した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	1,860.00 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	243.00 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,820.00 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	
	(今後実施する予定の取組) 再生利用出来ない廃棄物以外は引き続き、再生利用事業者へ全量を委託し、適正に処理する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【令和5年度 実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	廃プラスチック類	計
全処理委託量	279.61t	1,315.02t	362.50t	62.43t	2,019.56t
優良認定処理業者への 処理委託量	41.76t	181.78t	18.47t	5.10t	247.11t
再生利用業者への 処理委託量	279.61t	1,315.02t	358.51t	0.00t	1,953.14t
認定熱回収業者への 処理委託量					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					

①計画 【令和6年度 目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	木くず	廃プラスチック類	計
全処理委託量	260.00t	1,200.00t	360.00t	50.00t	1,870.00t
優良認定処理業者への 処理委託量	40.00t	180.00t	18.00t	5.00t	243.00t
再生利用業者への 処理委託量	260.00t	1,200.00t	350.00t	0.00t	1,810.00t
認定熱回収業者への 処理委託量					
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量					